

子育てに関するお悩み・困りごとと一緒に考えます！ 子ども家庭総合支援班を設置しました

子どもの健やかな成長をサポートするため、市内に住んでいる0歳から18歳までの子どもやそのご家庭、妊産婦を対象に関係機関と連携を図りながら家庭の実情に応じて支援を行う「子ども家庭総合支援班」を、子育て支援課内に設置しました。

こんなとき、ご相談ください

- 誰かに話を聞いてほしい
- どこに聞いたらよいのかわからない
- 育児で心配なことがある
- 家族の世話などで自分の時間が持てない
- ひとり親での困りごと
- 子どもといるときがつらいとき
- 虐待かもしれない・・・と思うとき

○子どもや家庭のことで相談したいが、どこに相談したらよいのかわからない

相談方法は

- まずは電話でご相談ください。
- 来庁いただいた際の面接や、家庭訪問による相談支援も行います。
- 場所／市役所1階子育て支援課内
- 時間／毎週月曜日・金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分から

ら午後5時まで

問 市役所子育て支援課子ども家庭総合支援班

〔内線182〜183〕



【その他相談窓口】

「児童相談所相談専用ダイヤル」

☎0120-189-1783

(いちはやく・おなやみを)

子育てに関する相談ができる全国共通番号です。

「児童相談所虐待対応ダイヤル」

☎189 (いちはやく)

虐待の通告・相談ができる全国共通番号です。

*24時間365日対応。通話料無料。お近くの児童相談所につながります。

令和4年6月から児童手当制度が一部変更になります。

中学校修了前までの児童を養育している方に支給している児童手当について、令和4年6月から制度が一部変更になります。

【おもな変更点】

1 現況届の省略について

北斗市では、令和4年度から毎年6月1日現在の受給者の状況を公簿等で確認するため、児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要となります。

ただし、公簿等で確認できない方、現況届の提出が必要な方には例年通り現況届を送付しますので、6月末までに提出をお願いします。

2 所得上限限度額の 신설について

令和4年6月分(10月支給分)から、支給額5千円の児童手当などが支給されない所得上限限度額が新設されます。

	(1) 所得制限限度額		(2) 所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
扶養親族等の数				
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

世帯状況など、変更事項があった方は届出が必要です。

【変更届が必要な場合】

- (1) 受給者や配偶者、児童の住所・氏名が変わったとき(北斗市外に住民票がある場合も含む)
- (2) 婚姻等により、一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき
- (3) 離婚等により、一緒に児童を養育する配偶者がいなくなったとき
- (4) 児童を養育しなくなったこと等により、対象児童がいなくなったとき
- (5) 厚生年金から国民年金などへ、受給者の加入する年金が変わったとき

【注意】

転職しても年金の種類が変わらない、3歳以上の対象児童のみ養育している方は届出不要です。
(6) 受給者が公務員になったとき、または公務員でなくなったとき
(7) 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

*公務員の方は勤務先での申請となります。勤務先へご確認ください。

*ご不明な点がございましたら市公式ホームページをご覧ください。くか、ご連絡ください。

問 市役所子育て支援課子育て支援係
〔内線165〕